

## 『出発前返金規定』

Philinter

- ・ 申込日より留学プログラム開始日の 15 日前までにキャンセルされた場のキャンセル料 15,000 円
- ・ 留学プログラム開始日の 14 日前から前日までにキャンセルされた場のキャンセル料 30,000 円

## 『出発後返金規定』

- 入学金の払い戻しは一切致しません。
- 留学期間中、授業開始前の個人の事情による留学取り消しの場合、4 週間分の費用（授業料・宿泊費）を除いて、残余期間の 50%を払い戻します。但し、残余期間が 4 週間以下の場合、払い戻しは一切できません。
- 留学期間中、個人の事情による留学取り消しの場合、残余期間の 50%を払い戻します。  
但し、残余期間が 4 週間以下の場合、払い戻しは一切できません。
- 留学期間が 4 週未満の場合は払い戻しできません。
- 個人の事情による授業の損失に対しての補償は行われません。
- 通知なしに 1 週間以上の授業欠席及び学校内不在時、退学扱いとなり払い戻しできません。
- 入学日より遅れて到着された場合や授業の欠席に対して補講及び払い戻しはできません。
- 本人の健康状態や直系家族の死亡などやむを得ない事情による留学の取り消しに対しては、残余期間の 60%の払い戻しが行われます。その際、日本代表事務所（株式会社イージーグループ）へ各種証明書類（病院の診断書や死亡診断書等）の提出が必要となります。
- 直系家族の慶弔事や現地訪問により休みを申請する場合、申請期間は最大 1 週間です。この場合、校長の判断により補講及び期間の延長可否が決められます。休みに伴う払い戻しはできません。申請書の提出及び招待状や訃告等を提出しなければなりません。
- 天災地変、戦乱、運送・学校等の事故、運送機関の遅延、スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害に対しては学校は責任を負いません。
- 外出時に発生したトラブル及び人命被害に対して学校は責任を負いません。
- 学校の休日はフィリピン国内法で指定した休日に従って、フィリピンの祝日及び休日には授業は開講されず、これに対する返済はありません。ただし、休日が多く重なる月には校長の判断により補講が実施される場合もあります。
- 学校の運営上、始業日及びプログラムが変更される場合があります。
- 学校の規定違反により罰則が実施され、罰則に伴う警告累積、飲酒、騒乱、暴力などで就学環境を侵害した場合、校長の判断により退学処分となります。
- 学生の異常行動や社会に反する行為、退学処分、留学取り消し及び返金時に対して、学校は直系家族及び保護者またはエージェントに対して通知する権限があります。
- 払い戻しの要求は必ず書類を作成し書面で申し込まなければなりません。払い戻しの申し込み受付及び確認後、4 週間後に手続き先（エージェント）から個人の指定口座へ送金されます。